

学校法人平方学園明和学園短期大学科学研究費等に係る間接経費取扱の留意事項

(目的)

第1条 この留意事項は、学校法人平方学園明和学園短期大学(以下「本学」という。) 科学研究費等取扱規程(以下「科研費規程」という。)第5条中の間接経費(本学で使用できる経費に限る。また、科研費規程第2条中の助成金に係る金品及び第18条中の交付又は寄贈を受ける金品のうち類似又は相当するものを含む。以下、同じ。)の取扱いに関し、当該経費の効果的かつ効率的な活用及び円滑な運用に資する上で留意すべき基本的事項を定めることを目的とする。

(基本的な考え方)

第2条 間接経費は、本学の専任教員(個人又はグループ。以下「研究者」という。)が科研費規程に基づいて研究を実施することに伴い、本学の管理等に必要な経費として手当されるものであることを踏まえ、その使用に当たっては次の事項に十分留意するものとする。

- (1) 間接経費は、研究者の研究・開発環境を改善し、研究の質を高めるとともに、本学の研究・教育機能の向上・充実に結びつくものとなるよう、使用すること。
- (2) 間接経費は、国が定める「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日 競争的資金に係る関係府省連絡申し合わせ。平成26年5月29日改正(以下「共通指針」という。))に基づき、適切に執行すること。
また、科研費規程第2条中の法人等からの受入れに係るもののうち、間接経費に類似又は相当するものについては、当該法人等の指示に従うとともに、必要に応じて共通指針を参考にして、適切に執行すること。
- (3) 間接経費は、学長、事務長、研究者及び事務担当者が前二号を踏まえ十分に協議の上、適切に執行すること。なお、必要に応じて、関係課、専攻とも協議すること。
- (4) 研究者は、間接経費で購入又は整備した固定資産又は物品その他の管理、利用、活用の状況の点検・評価を行うとともに、他の教員及び職員が利用、活用できるものについてはその便宜を図るように努めること。なお、第2号後段の類似又は相当する固定資産又は物品についても同様とする。

(間接経費の額)

第3条 間接経費の額は、科研費規程第5条中の直接経費(前条中の類似又は相当するものを含む。)の額の30%に相当する額とする。ただし、研究のための資金等を拠出する機関又は法人等による特別な定めや指示等がある場合は、その定めや指示等によるものとする。

(間接経費の受入れ等)

第4条 間接経費を得た研究者は、当該間接経費を本学に納付する旨を申し出なければならない。

2 間接経費の受入れ及び返還については、科研費規程第5条第1項第6号の定めるところによる。

(間接経費の管理・執行等)

第5条 間接経費の管理・執行等に当たっては、科研費規程第4条及び第5条を準用するとともに、次の事項に十分留意するものとする。

- (1) 間接経費の経理その他の事務処理に当たっては、研究のための資金等を拠出する機関の定めや指示、科研費規程及び同規程を踏まえての科学研究費等に係る直接経費取扱の留意事項並びに本学の経理規則その他関連する諸規程等に基づいて、適切、公平、公明に処理すること。
- (2) 間接経費の執行及び管理は、事務室にて執り行うこと。
- (3) 間接経費は、共通指針で定める用途の例示を参考として文書をもって回議し、学長の決裁を得た上で、執行すること。

(報告)

第6条 間接経費の使用状況の報告については、次の通りとする。

- (1) 国の支出による間接経費については、当該年度終了後に共通指針に定める「競争的資金に係る間接経費執行実績報告書」の様式に沿って、事務職員が作成し、学長決裁の上、当該間接経費を拠出した国の機関に提出する。
- (2) 科研費規程第2条中の法人等から受けた助成金のうちに間接経費に類似又は相当する部分がある場合については、次による。
 - ア 当該法人等から様式等が示された場合は、事務職員がその様式等に従って報告書を作成する。
 - イ 当該法人等から様式等が示されない場合は、事務職員が前号に準じて報告書を作成する。
 - ウ 報告書は、学長の決裁を受けるものとする。
 - エ 報告書の提出の有無は、当該法人等の定めるところによる。
- (3) 第1号による報告書は、当該事業実施年度の翌年度の6月30日までに提出し、前号の報告書は、当該法人等の定める期日までに提出するものとする。なお、提出を要しない場合にあつては、本号前段の6月30日までに作成し、保存するものとする。

(書類の保管)

第7条 間接経費に係る書類の保管については、特別の指示等のあるものを除き、科研費規程第14条を準用するものとする。

(準用)

第8条 間接経費の扱いに不正がある若しくは不正の疑いがあることに気付いた者の告発等については、科学研究費等に係る直接経費取扱の留意事項を準用する。

(留意事項の改廃)

第9条 この留意事項の改廃は、学長が、教授会の意見を参考にして、理事会の承認を得

て、行うものとする。

附 則

この留意事項は、平成26年5月30日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成26年11月28日から施行する。

附 則

この留意事項は、平成27年4月1日から施行する。